

東京弁護士会主催 市民参加シンポジウム

# 法改正の前に！「入管収容の徹底検証」

—国連恣意的拘禁ワーキンググループ意見を題材に—

昨年の入管の長期収容に反対する大規模なハンガーストライキ、大村入国管理センターにおける被収容者の餓死事件を受けて、入管収容への問題意識が高まりましたが、今秋、政府は入管法の大幅改正へ舵を切ろうとしています。しかし現在、報道されているような政府の改正方針は、人権保障に則ったものでしょうか。

国連には「恣意的拘禁ワーキンググループ」というテーマ別特別手続があり、あらゆる種類の身体拘束について個人通報を受け付けています。昨年、ハンガーストライキに参加した入管被収容者2名の個人通報に対し、ワーキンググループは今年8月28日、「日本の入管収容は国際法に違反する」という、入管分野に関して初の意見を採択しました。

本シンポジウムでは、今回のワーキンググループの意見を題材に、現在の入管収容の実態と、今、行われようとしている入管法改正方針の問題点について考えます。

日時：2020年11月2日（月）午後6時～午後8時

方法：Zoomウェビナー視聴方法による（参加用URLは下記のとおり）

[https://zoom.us/webinar/register/WN\\_OhQov27BQ-Khw5AF29MfKA](https://zoom.us/webinar/register/WN_OhQov27BQ-Khw5AF29MfKA)

内容

## 1. 国連恣意的拘禁ワーキンググループ意見の報告

鈴木 雅子 氏（東京弁護士会会員）

高田 俊亮 氏（第二東京弁護士会会員）

## 2. 通報当事者インタビュー

デニズ 氏（通報当事者）

## 3. 国際人権法から見た日本の入管収容

申 恵丰 氏（青山学院大学教授）

## 4. 質疑応答

問い合わせ先：東京弁護士会法律相談課 電話：03-3581-2206